

平成 2 8 年 度

(第 1 回)

能 美 市 都 市 計 画 審 議 会

議 案 書

日 時 平成 2 8 年 8 月 3 0 日 (火)
午前 9 時 3 0 分

場 所 能美市役所本庁舎 大会議室

次 第

1. 開 会

2. 市 長 挨 拶

3. 審 議 事 案

議案第 1 号 能美都市計画道路の変更について（市決定）

議案第 2 号 能美都市計画地区計画の変更について（市決定）

4. 閉 会

能美市都市計画審議会委員

委員数 15 名以内

・学識経験を有する者（第 2 条第 2 項第 1 号）

委 員	能美市農業委員会会長	又 村 一 夫
委 員	能美市商工会会長	田 上 好 道
委 員	金沢工業大学環境・建築学部教授	森 俊 偉
委 員	北陸先端科学技術大学院大学教授	山 本 外茂男

・市議会の議員（第 2 条第 2 項第 2 号）

委 員	能美市議会議長	北 野 哲
委 員	能美市議会産業経済常任委員長	南 山 修 一

・関係行政機関の職員（第 2 条第 2 項第 3 号）

委 員	石川県南加賀土木総合事務所長	宮 田 正 弘
委 員	石川県南加賀農林総合事務所長	道 下 和 夫
委 員	石川県南加賀保健福祉センター所長	沼 田 直 子

・市 民（第 2 条第 2 項第 4 号）

委 員	能美市町会連合会会長	北 山 喜 義
委 員	たけもと農場	竹 本 敏 晴
委 員	能美市婦人団体協議会副会長	石 田 晴 美
委 員	佐野郵便局長	山 野 優 子
委 員	能美市教育委員会委員	畑 中 美千代

任 期 平成 31 年 1 月 31 日まで

審 議 事 案

議 案 番 号	議 案
議案第 1 号	能美都市計画道路の変更について（市決定）
議案第 2 号	能美都市計画地区計画の変更について（市決定）

能美都市計画道路の変更（能美市決定）

都市計画道路 3・4・8 号根上国道線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	〃	〃	能美市 吉原釜 屋町カ	〃	〃	約 4,350m	〃	〃	〃	〃	
	3・4・8	根上 国道線	能美市 吉原釜 屋町ニ	能美市 栗生町 ト	能美市 福島町 吉原町 赤井町	約 4,200m	地表式	4 車線	20m	JR 北陸本線と 立体交差 幹線道路 松任小松線と 立体交差 幹線道路との 平面交差 5 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

3・4・8 号根上国道線は、昭和 36 年に当初決定された路線であり、能美市の根上地区と寺井地区の北部地域を横断する主要幹線道路として、起点部の一部区間を除き整備が完了している路線である。

未整備となっている区間約 150m については、当初は海岸沿いに計画されていた広域道路との連結を目的に決定されていたが、北陸自動車道が整備されたことで、連結は実現しなかった。

その後、（仮称）能美根上スマート I C の構想が持ち上がり、I C への進入路として検討されたが、既存集落の保全や事業費の観点から、別の箇所が進入路となった。このため、現在ではネットワーク上の繋がりのない区間となっている。

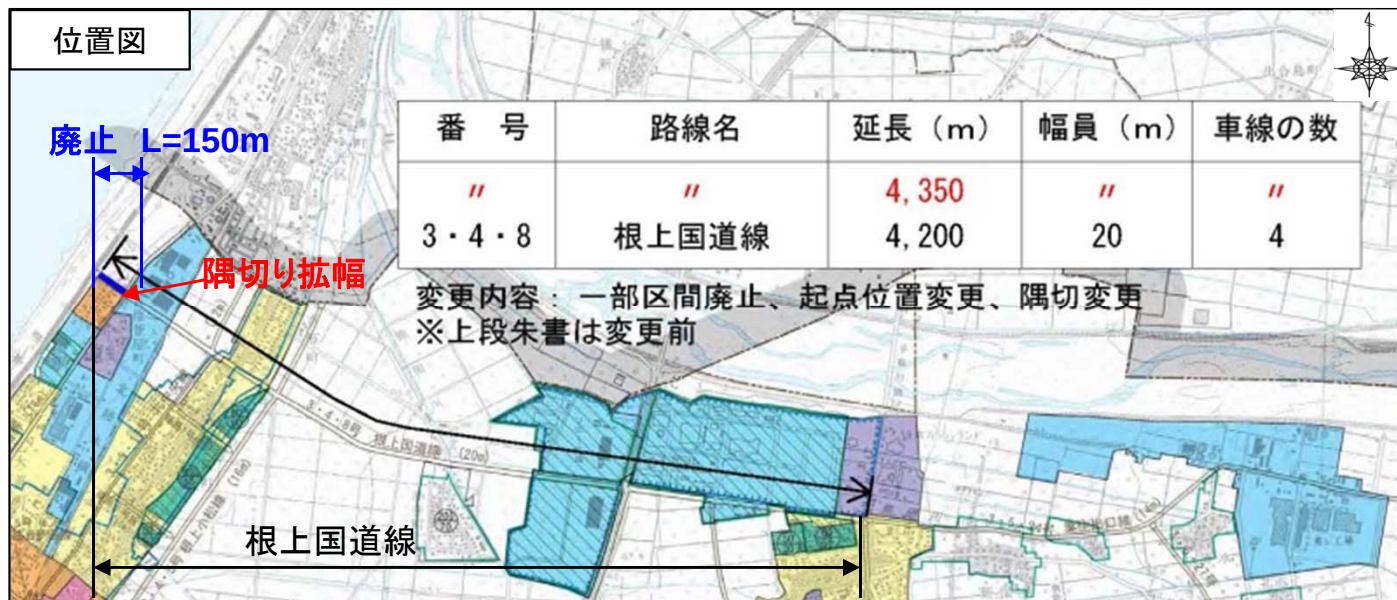
今回、沿道の土地利用状況からも当該区域の整備の必要性は見込まれず、周辺道路によって十分に機能が確保されていることから、この未整備区間を廃止するものである。

また、本路線と交差する（都）木曽街道線との交差点部において、付加車線を含めた車線幅員が約 7.5m しかないことから大型車両の通行に支障をきたしており、また現在の交差点形状では大型車両の導線が確保できていない状況にある。

今後、平成 30 年 3 月の（仮称）能美根上スマート I C の供用開始によって大型車両の交通量増加が見込まれることから、今回、本路線の交差点部の隅切りを拡幅し、大型車両の導線を確保すべく交差点の改良を行うため、隅切り部の都市計画変更を行うものである。

能美都市計画道路の変更（3・4・8号根上国道線）

位置図

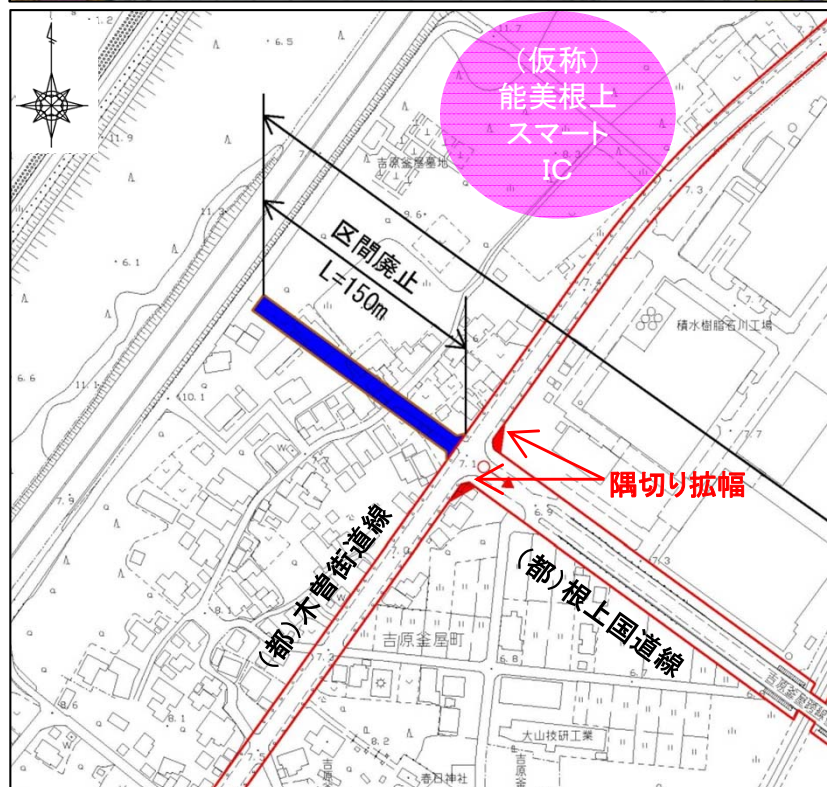


【変更理由】

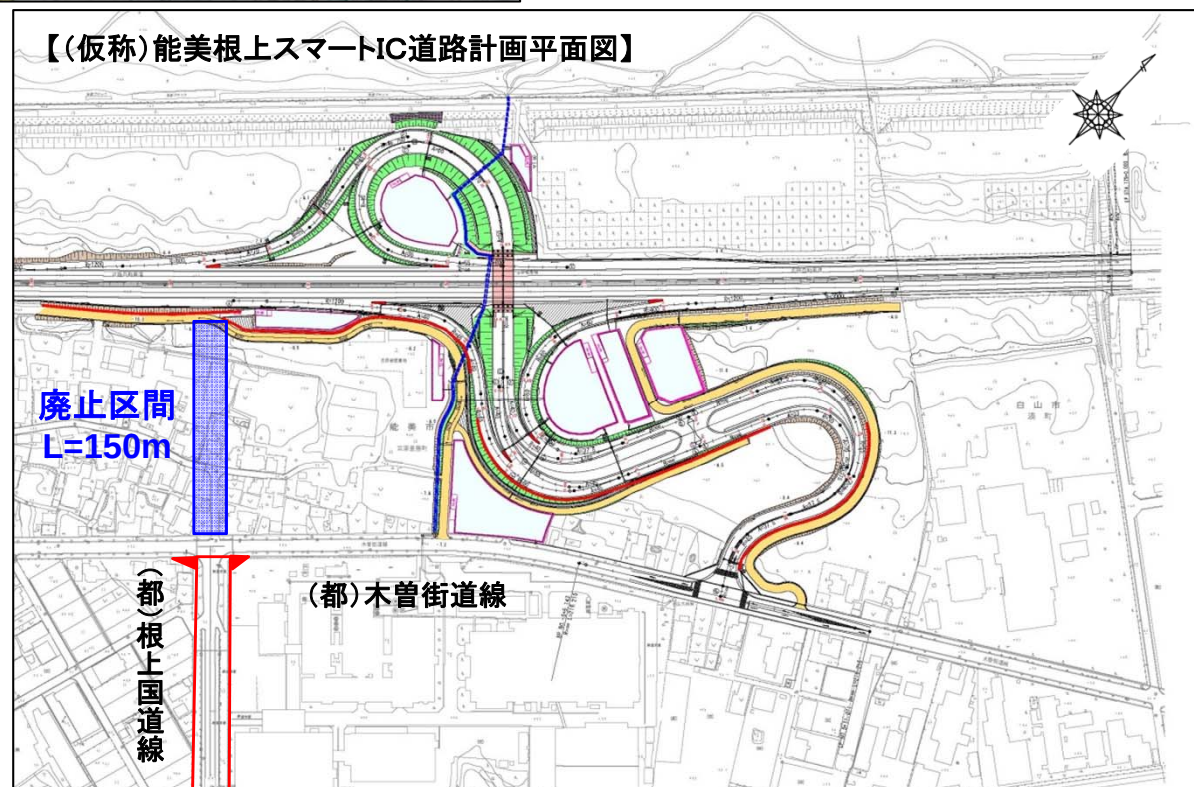
・区間廃止 L=150m
高速道路との連結構想がなくなり、ネットワーク上の繋がりのない区間となっているため

・偶切り拡幅

（都）木曽街道線との交差点部において、（仮称）能美根上スマートICの供用開始により見込まれる大型車両の交通量増加に対応した交差点の改良が必要のため



【（仮称）能美根上スマートIC道路計画平面図】



(新旧対照表) 都市計画変更の内容

能美都市計画地区計画の一部を次表のとおり変更する。

大成地区

建築物等の用途の制限	
変更前	変更後
次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に該当する営業の用に供する建築物（ただし、第7号及び第8号については除く。） (2) 倉庫業を営む倉庫	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項 <u>第1号から第3号までに該当する営業の用に供する建築物</u> (2) 倉庫業を営む倉庫

粟生地区

建築物等の用途の制限	
変更前	変更後
次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 住宅、共同住宅、下宿及び寄宿舎その他これらに類するもの。但し、次の各号に該当する場合においては、この限りではない。 ・工場、倉庫及び店舗（以下、「当該工場等」という。）と一団の敷地で総合的に建設されるもの ・当該工場等の管理のために必要な住宅又は当該工場等に従事する者のための寄宿舎 ・居住の用に供する部分の床面積の合計が、当該工場等の用に供する部分の床面積の合計の2分の1を超えないもの (2) 図書館、博物館その他これらに類するもの (3) 風俗営業法第2条第1項第5号から第8号までに定める低照明の飲食店等、他から見通すことが困難な飲食店等、マージャン屋、パチンコ店、スロットマシン又はテレビゲーム店等 (4) 風俗営業法第2条第6項第1号から第6号までに定める浴場業（俗称『ソープランド』等）、興行場（俗称『ストリップ劇場』等）、宿泊休憩施設（俗称『ラブホテル』等）、物品販売業（俗称『アダルトショップ』等）その他これらに類するもの (5) 専用装置による伴奏音楽に合わせて仮称する用に供する個室（俗称『カラオケハウス』）等	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 住宅、共同住宅、下宿及び寄宿舎その他これらに類するもの。但し、次の各号に該当する場合においては、この限りではない。 ・工場、倉庫及び店舗（以下、「当該工場等」という。）と一団の敷地で総合的に建設されるもの ・当該工場等の管理のために必要な住宅又は当該工場等に従事する者のための寄宿舎 ・居住の用に供する部分の床面積の合計が、当該工場等の用に供する部分の床面積の合計の2分の1を超えないもの (2) 図書館、博物館その他これらに類するもの (3) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号までに該当する営業の用に供する建築物</u> (4) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に該当する営業の用に供する建築物</u> (5) 専用装置による伴奏音楽に合わせて仮称する用に供する個室（俗称『カラオケハウス』）等

理由

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）」の一部改正に伴い、変更を行う。風営法改正の趣旨を踏まえ、風営法において風俗営業の対象から除外されるものは、「地区計画の建築物等の用途の制限」の対象からも除外する。

地区計画において引き続き制限の対象として残すものは、風営法第2条第1項各号の統合や削除による号ずれであり、制限内容が変わらないように対応を図る。

大成地区 地区計画の変更

能美都市計画地区計画の変更（能美市決定）

都市計画大成地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称		大成地区 地区計画
位 置		能美市大成町一丁目、二丁目、三丁目
面 積		約 12.4 ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は、J R 北陸本線「能美根上駅」の東方約 700 m に位置し、組合施行の土地区画整理事業が行われ、道路・公園・下水道等の公共施設を中心とした整備がなされた地区である。 そこで、本計画では、地区の特性に応じた合理的な土地利用と建築物等に関するルールを定め、良好な市街地の形成を図ることによって、当該事業効果の維持増進を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	当地区を周辺地域と一体化した街づくりを進めるため、当地区のコミュニティ道路に接する地区には、近隣商業施設を、都市計画道路大成末寺線の沿線の沿道地区には、店舗、事務所、及び住宅が立地できる一般住宅地区を配置する。その他の地区には、低層住宅地区を配置し、それぞれ用途の純化を図り、整然とした街並みを形成する。 また、地区内には、街区公園を適正に配置する。
	地区施設の整備の方針	当地区には、都市計画道路として大成末寺線（幅員 12 m）があり、この都市施設を骨格とした一体的な市街地形成が図られるよう、地区施設として区画道路（幅員 6 ～ 13 m）、緑道（幅員 4.5 ～ 5.0 m）及び街区公園（3 箇所）を適正配置し整備する。 なお、これらの施設整備と並行して下水道整備を行う。
	建築物等の整備の方針	① 低層住宅地区は、ゆとりある敷地の閑静な住宅地として、良好な居住環境の形成を図る。 ② 近隣商業地区は、住民の利便性を確保するため、健全な商業業務施設の集積を図る。 ③ 一般住宅地区は、日照、通風に十分配慮し、スペース等の適正な確保と緑化を図り、低層住宅地区と調和のとれた良好な居住環境の形成を図る。
	その他の当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	近隣商業地区のコミュニティ道路には街路樹を配置する。

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	位置	能美市大成町一丁目、二丁目の一部
		面積	約 2.8 ha
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号までに該当する営業の用に供する建築物 (2) 倉庫業を営む倉庫
		建築物の敷地面積の最低限度	200 m ²
		壁面の位置の制限	道路境界線から建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、1 mとする。
		建築物等の高さの最高限度	敷地面積1,000 m ² 以上で、かつ、整形な敷地のものは20 m、その他は12 m以下とする。
		建築物等の形態又は意匠の制限	① 建築物等の形態及び意匠は、周囲の景観及び環境に調和したものであること。 ② 屋外広告物は自己の用に供するもので、次に該当するもの以外は設置又は表示してはならない。 (1) 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより美観風致を損なわないもの。 (2) 建築物等から独立して築造設置する屋外広告物については、高さが12 m以下のもの。 (3) 建築物等に附属して設置する広告物で、突き出し幅が1 m以下で、地盤面から3 m以上に設置したもの。
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する部分の垣又はさくは、緑化に努め、開放感のあるものとする。

「区域は計画図表示のとおり」

栗生地区 地区計画の変更

能美都市計画地区計画の変更（能美市決定）

都市計画栗生地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

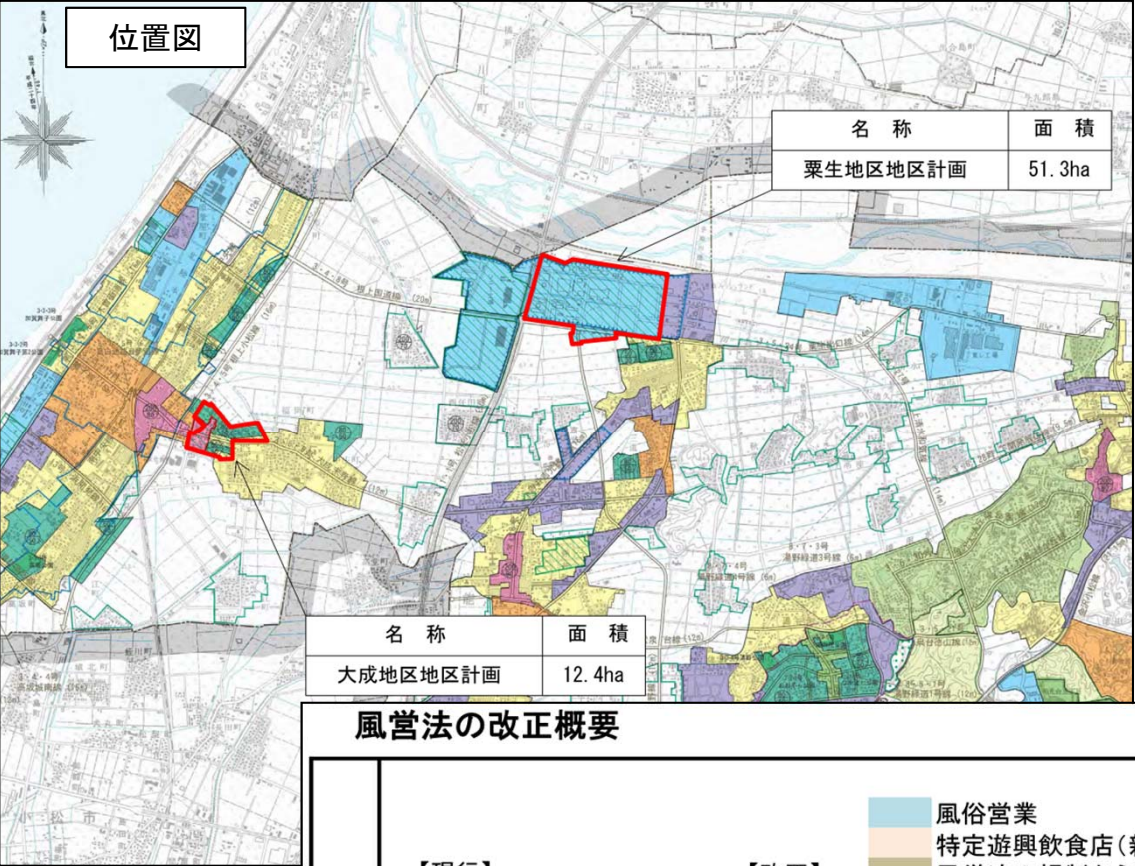
名 称		栗生地区 地区計画
位 置		能美市栗生町の一部
面 積		約 5 1 . 3 h a
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、美川 I C から約 7 k m の地点に位置し、北側には手取川、西側には国道 8 号が通過し、赤井工業団地に隣接している交通至便で、自然環境豊かな地区である。 地区計画の策定により、産業の振興を図るため適正な土地利用を誘導し、周辺環境と調和した機能的で活力ある産業空間の創造を目標とする。
	土地利用の方針	本地区西側に立地する赤井工業団地、能美工業団地と一体化した産業振興ゾーンとして、周辺環境と調和した機能的で活力ある産業空間の創造を図る土地利用を誘導する。
	建築物等の整備の方針	周辺の自然や田園風景との調和など良好な景観及び環境の創造のため、建築物等に関し、次の制限を定める。 1. 建築物の敷地面積の最低限度 2. 建築物等の用途の制限 3. 壁面の位置の制限 4. 建築物等の形態又は意匠の制限 5. 垣又はさくの構造の制限 6. 良好な地区環境の確保に必要なものの保全を図るための制限

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	2, 0 0 0 m ² (但し、既に2, 0 0 0 m ² 未満の敷地となっている場合は、敷地を分割しない限り建築物を建てられる。)
		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 住宅、共同住宅、下宿及び寄宿舍その他これらに類するもの。但し、次の各号に該当する場合においては、この限りではない。 ・ 工場、倉庫及び店舗 (以下、「当該工場等」という。) と一団の敷地で総合的に建設されるもの ・ 当該工場等の管理のために必要な住宅又は当該工場等に従事する者のための寄宿舍 ・ 居住の用に供する部分の床面積の合計が、当該工場等の用に供する部分の床面積の合計の2分の1を超えないもの (2) 図書館、博物館その他これらに類するもの (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号までに該当する営業の用に供する建築物 (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に該当する営業の用に供する建築物 (5) 専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱する用に供する個室 (俗称『カラオケハウス』) 等
		壁面の位置の制限	建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上でなければならない。 (1) 道路境界線については 3 m (2) 隣地等の境界については 1 m
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁、屋根及び工作物の色彩は、原色を避け、周囲の環境に調和したものでなければならない。 広告物は自己の用に供するもので、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、周囲の景観と調和したものでなければならない。
		垣又はさくの構造の制限	原則として、道路境界から1. 0 mの範囲における垣、さくの設置については、透視可能なフェンスとする。 ただし、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ0. 6 m以下とし、これらを透視可能なフェンスと組み合わせて設置してもよい。
	土地利用に関する事項	良好な環境地区の確保に必要なものの保全を図るための制限	(1) 道路沿いの3 mの区域においては、次の各号に掲げる場合を除き、緑地以外の土地利用をしてはならない。 ・ 出入口を設置する場合 ・ 企業名板及び外灯を設置する場合 ・ 垣又はさくを設置する場合 ・ 電気設備等の工作物を設置する場合 ・ 公共・公益上やむを得ない場合 (2) 敷地内の緑化を積極的に進め、周辺環境との調和に努めなければならない。
この地区整備計画については、公共用地には適用しない。			

「区域は計画図表示のとおり」

能美都市計画地区計画の変更（大成地区、栗生地区）



- 【変更理由】
- ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）」の一部改正に伴い、変更を行う。
 - ・風営法改正の趣旨を踏まえ、風営法において風俗営業の対象から除外されるものは、「地区計画の建築物等の用途の制限」の対象からも除外する。
 - ・地区計画において引き続き制限の対象として残すものは、風営法第2条第1項各号の統合や削除による号ずれであり、制限内容が変わらないように対応を図る。

風営法の改正概要

